

日本保育協会 大阪支部 青年部 協賛規約

第1条（目的）

日本保育協会 大阪支部 青年部（以下、当会と称する。）は、当会の活動を支援する協賛企業に関する規約を以下の通り定める。

第2条（協賛企業の申込手続）

当会の協賛企業となるには、本規約に同意の上、所定の申込を行い、当会役員会の承認を得なければならない。

第3条（協賛企業となるための要件）

協賛企業は、保育施設ならびに児童福祉施設等の質の向上につながる活動を営み、当会活動を支援する意思を有する法人又は個人でなければならない。

第4条（反社会的勢力の排除）

協賛企業は自ら、その子会社、関連もしくは関係者等が現在から過去5年において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ・反社会的勢力
- ・反社会的勢力によって経営を支配されていること
- ・反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- ・自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していること
- ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- ・自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

第 5 条（協賛期間及び協賛金）

協賛企業は、一期につき 30,000 円 の協賛金を納めなければならない。

協賛期間は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの一期とする。

正当な理由なく協賛金を所定の期日までに納めないときは、協賛企業たる資格を失うことがある。

第 6 条（対償）

協賛企業に対する対償(特典)は、原則として次の通りとする。

当会ホームページにおけるバナー広告掲載

大阪支部(青年部)総会、研修会等での資料配布

第 7 条（支払い）

協賛金は、当会が指定する口座への振込によるものとする。なお、振込手数料は協賛企業の負担とする。

第 8 条（退会）

協賛企業は、当会に申し出ることにより任意に退会することができる。

毎年 2 月末日までに退会の申し出がない限り、次期も協賛を継続する意思があるものとみなし、自動更新とする。

納付済みの協賛金は、理由の如何を問わず返還しない。

第 9 条（除籍）

協賛企業が次のいずれかに該当する場合、当会は催告その他何らの手続きを要することなく、運営委員会の決議により当該協賛企業を除籍することができる。

本規約の条項に違反したとき

当会の名誉を著しく傷つけ、又は当会の目的に反する行為をしたとき

差押え、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立てがあったとき

その他、除籍すべき正当な事由があるとき

第10条（規約の変更）

本規約は、運営委員会の決議を経て変更することができるものとする。

附則

この規約は、令和8年2月19日より施行する。